

令和4年12月1日

取引業者 各位

国立大学法人筑波技術大学
財務課契約係

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、「適格請求書発行事業者」になるためには、原則令和5年3月31日までに所轄税務署へ登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

取引業者各位におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」をご確認の上、インボイス制度が開始される前までに登録申請手を完了していただきますようよろしくお願いいたします。

○ 国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○ インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁の専用ダイヤルにお問い合わせ願います。

【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

（本件問合せ先）

筑波技術大学財務課契約係

TEL：029-858-9319